

令和5年8月理事会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月28日（月） 15時00分 ～ 15時35分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|-----------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 山 崎 章 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 播 磨 俊 郎 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 今 泉 礼 三 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 天 野 勝 司 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 古 川 大 |
| 同 | 寺 田 正 人 |
| 同 | 小 林 司 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同 | 長 島 公 之 一 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 大 杉 和 司 |
| 公 益 代 表 監 事 | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 新 谷 信 幸 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 |
| 常 任 顧 問 | 加 瀬 勝 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 議事
理事長特任補佐の設置に係る支払基金定款の一部変更
(案)
 - 2 報告事項
令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び
保健医療情報会計収入支出予算変更の認可
 - 3 定例報告
 - (1) 令和5年6月審査分の審査状況
 - (2) 令和5年7月審査分の特別審査委員会審査状況
 - (3) 令和5年7月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。本理事会の議事録署名者として今泉理事、寺田理事にお願いをする。

また、本日は保険者代表の木倉理事、被保険者代表の福田理事が欠席である。この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち14名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、早速議題に入りたいと思う。

最初に、理事長特任補佐の新たな設置に伴う支払基金定款の一部変更について、説明をさせていただく。

スライド3をお開きいただきたい。

理事長特任補佐については、支払基金の定款上、2人以内とされているが、今回、これを3人以内とさせていただきたいということで、定款の変更を提案させていただく。現在、理事長特任補佐は、支払基金改革担当とデータヘルス担当の2人を設置しているが、1名の増員の必要性については、スライド5をご覧ください。

スライド5にあるように、令和6年秋の健康保険証の廃止を見据えつつ、今年の4月からはオンライン資格確認の原則義務化が実施されている。これに伴う経過措置対応を含めて、支払基金は保険医療機関等に対するオンライン資格確認の導入支援を強力に進めているところである。また、健康保険証を利用する全ての場面でオンライン資格確認ができるよう、訪問診療等でも活用できるウェブサービスの開発等にも取り組んでいるところである。

また、中間サーバーに登録されている加入者情報の正確性の確保ということで、これは先般、理事会にもお諮りをしたが、今後、登録済みのデータ全体をJ-LIS照会をして確認をしていくことを実施していくことにしており、令和6年4月以降は新規登録の全てのデータのJ-LIS突合を開始することとしている。そのためのシステム開発にも現在取り組んでいるところである。

また、支払基金には、7月から私自身を本部長としたオンライン資格確認・オンライン請求推進本部を設置している。参考にスライド7に付しているが、これは支払基金としても、オンライン資格確認等システムの開発運用機関として、スライド7の一番上の設置目的にあるとおり、保険医療機関等への導入の支援をしていくこと、また正確な記録の登録を進めていくこと、安定的な運用を図っていくことと併せて、支払基金自身にとっても業務の効率化に非常に重要であるので、オンライン資格確認と一体的

にオンライン請求の促進についても、組織を挙げて取組をしていきたいということで、7月に設置している。

今回、理事長特任補佐の選任の必要性としては、特にこうした業務の重要性、緊急性が増していることから、この本部を、私自身本部長ということであるが、これらの業務について、関係部署を横断的に統括をして実質的な運営を担っていく者を新たに特任補佐に選任したいということである。

具体的な候補者についてであるが、スライド4をご覧くださいと、9月1日付をもって、厚生労働省人事によって、支払基金に小澤時男氏が着任する予定となっている。

小澤氏については、これまで医政局の総務課の課長補佐、子ども家庭局の総務課長等を歴任して様々な調整業務経験を有しているということから、先ほど申し上げたような、基金内部の関係部署を組織横断的に統括し、推進本部の実質的な運営を担うということと併せて、厚生労働省保険局、デジタル庁等とのハイレベルな調整を担う者として適任と考えている。

したがって、特任補佐として、小澤氏を選任したいと考えている。

スライド6をご覧くださいと、任期については2年ということであるので、令和5年9月1日から令和7年8月31日までということと考えている。

説明は以上となるが、理事長特任補佐の定款の変更について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、現在の定款16条において、2人以内の設置となっている条項をこの新設に合わせて3人以内ということに改めさせていただき、原案のとおり定款を変更させていただくということでのよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、支払基金定款の変更について、法令の定めるところにより厚生労働大臣宛て認可申請の手続を行うこととする。

続いて、理事長特任補佐の選任について、先ほど申し上げたように、9月1日に着任予定の小澤氏をオンライン資格確認担当の理事長特任補佐として選任することについて、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

スライド7で、本年7月に設置されたオンライン資格確認・オンライン請求推進本部の組織体制が記載されているが、ただいま理事長からお話のあ

った今回のオンライン資格確認担当の理事長特任補佐は、この組織には副本部長として入られると考えてよろしいか。

(理事長)

ご指摘のとおり、副本部長に任命する予定としている。現状、支払基金改革担当の特任補佐、データヘルス担当の特任補佐ということにしているが、データヘルス担当の特任補佐は、新規の電子処方箋の追加開発、電子カルテの情報交換サービス、その他新規のシステム開発も非常にたくさん抱えている。

一方で、被保険者資格の正確な登録、あるいはまた医療機関で資格確認ができない場合の対応であるとか、こちらについては喫緊の課題で緊急性も高いということもあり、データヘルス担当の特任補佐が全体を統括するというのは非常に業務的にも過重になるので、分担をして担当するというにしたいと考えている。

(保険者代表理事)

承知した。

(理事長)

他に質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

この議事では、理事長特任補佐の設置に係る支払基金定款の一部変更に対するの議題だったと思う。もちろん、異論があるわけではないが、候補者の選任とか、例えばスライド7の参考の7月14日に設置した推進本部に関して、これを変更する、この場でそれは決めてしまうという理解でよろしいか。

(理事長)

そういう意味では、これは議事の表記が不正確かもしれないが、定款変更と定款変更の認可があった際の理事長特任補佐の選任の二つを今お諮りしているということである。

先ほどお諮りしたことで、理事長特任補佐を1名増員するという定款変更については議決をさせていただいたので、大臣認可申請手続を取ることにさせていただく。

以前にもこのようなことがあったが、着任予定の者について、定款変更が認可された際に理事長特任補佐として小澤氏を特任補佐に選任したいという、そういう意味でいうと、議題1の中の定款変更と併せて特任補佐の選

任の議決をお願いしているということである。

スライド7にあるオンライン資格確認・オンライン請求推進本部というのは、支払基金の事務方の中の内部組織のことであり、これは既に内部の決裁をもって設置をしているということの報告である。この部分を主として担当してもらうということで考えている。

(診療担当者代表理事)

異論があるわけではなく、この場でそういうふうにする。だから定款の一部変更の認可が下りたら、この人間を充てるという提案ということで良いか。

(理事長)

ご指摘のとおり。

(診療担当者代表理事)

そのようにおっしゃっていただければ、それで結構である。

(理事長)

今ご指摘があったように、定款変更が認可され、3人目として小澤氏をオンライン資格確認担当として選任させていただきたいということである。

選任そのものは理事会の議決によることになっているので、そういう意味で、選任についてお諮りをさせていただきたいということである。

他に質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

他に質問、意見等がないようであれば、小澤氏をオンライン資格確認担当として選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

それでは先ほど申し上げたとおり、支払基金定款の変更に係る厚生労働大臣の認可が得られ次第、小澤氏を理事長特任補佐と選任することとする。

続いて報告事項であるが、お手元のスライド9をご覧いただきたい。

前月の理事会において、保健医療情報会計に係る収入支出予算変更について議決をいただいた。その際には、予算額として28.4億円の増額ということで、お諮りをさせていただいた。

その後、厚生労働省から中間サーバーの加入者情報の正確性の確保に関する施策として、J-LIS照会をするということであるので、手数料について特例的に無償にするという連絡があった。したがって、J-LIS照会に係る手数料として28.4億円の中の11.3億円分を計上していたが、この分が不要となるので、変更後の収入支出予算額としては11.3億円を減額した17.1億円を収入支出予算として変更して修正することとして、軽微な修正ではないので、各理事の皆様にご連絡をしてご承認をいただき、厚生労働大臣宛て認可申請を行ったところである。その結果、8月22日付で認可されたので、ご報告をさせていただきます。

この件について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

それでは引き続き、定例報告に入る。

最初に、定例報告(1)「令和5年6月審査分の審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----
令和5年6月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの「令和5年6月審査分の審査状況」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、定例報告(2)「令和5年7月審査分の特別審査委員会審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----
令和5年7月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの「令和5年7月審査分の特別審査委員会審査状況」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に定例報告(3)「令和5年7月理事会議事録」について、報告をする。

令和5年7月理事会の議事録については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である木倉理事、福田理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載することとする。

本日の議事、報告は以上のとおりであるが、全体を通して質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

スライド7にあるようにオンライン資格確認・オンライン請求推進本部をつくられ、理事長特任補佐の選任も増やすということで、十分留意していただいているところであるが、8月24日の社会保障審議会（医療保険部会）で、今のオンライン資格確認の状況が発表されたが、準備完了のところは、医科診療所では92.1%で、準備がまだ終わっていないところは7.9%くらいある。歯科のほうでも、歯科診療所で84.2%は運用を開始しているが、準備完了は8.3%くらい残っているところである。原則義務化の経過措置も9月末日で切れることになっており、あと1か月を切った。情報等は支払基金のほうで一元管理されているので、我々歯科医師会等のほうに情報がおりてきていないが、医科診療所の8%弱、歯科診療所の8%強に対して、9月中に何らかのオファーはしていただけることはあるのか。

あと1か月を切っており、その辺の対応を外部委託しており全然分からない状況であるので、何かしかりした把握等、計画等があるのであれば、お知らせいただければと思う。

(事務局)

オンライン資格確認の話については、今ご指摘いただいたように、8月24日の医療保険部会でも取組状況の資料が出ている。

いわゆる猶予届の終了時期については、今年の9月で終わるというカテゴリーと、それ以外のものというものもあり、それぞれ今、猶予届の猶予の期限を迎えるというところがあるので、私どもとしては、まだ実際に導入されていないというところに対して、コンタクトセンターから順次電話をかけて、速やかなオンライン資格確認の導入というものを図るように、促しをしているところである。

(診療担当者代表理事)

コンタクトセンターから我々医療機関のほうにオンライン請求をしてくださいと、義務化になるのでしてくださいという連絡はあるが、ほかの連絡は確認が取れていないので、その辺の確認がきちんとされているのかどうかは一点と、あと、義務化対象機関で機械等の準備も全くされていないところが1.8%ぐらいある。そこも把握できれば、我々歯科医師会等のほうからのご連絡差し上げて、ドロップアウトしないような形できちんとしていきたいと思うが、情報が入ってこないためにオファーができないということになっている。また6類型ある1から6のどの類型で出しているかも全く分かっていない、把握できない状況にあるので、その辺のことにに関して、きちんと対策を取られているのであれば、お教えいただければと思う。

(事務局)

私ども実施機関として、各医療機関が猶予届を出しておられるのか、あるいはまだ出しておられないのか。猶予届を出しておられるとして、1号から6号まで、どこの号に該当するのか、あるいはそういったものを超えてオンライン資格確認の準備を整えて、さらには運用を開始しているか、こういったものについては全数を、個々の医療機関ごとに把握している。

先ほど申し上げた、架電を順次していくということについても、そういったステータスの内容に応じて促しをしている。そういった意味では、類型に応じた対策を取っているところである。

さらにご指摘をいただいた、個々の医療機関がどのようなステータスなのかという情報については、恐らく、そもそもそういった情報を私どもが集計をする際に、個々の医療機関の情報を第三者に提供するということを前提とせずに収集をしているので、なかなか直ちにとというのは難しいところがあるのかもしれないが、問題意識として、そういったものは歯科医師会さんとしても、ぜひそういったものを周知して、普及をさらに進めていただくというのは、非常にありがたい観点からのご指摘だと思うので、厚生労働省にも状況は共有させていただいて、どのような対応ができるかということとは検討させていただきたいと思う。

(診療担当者代表理事)

1.8%といっても、やはり100件に2件の方々がこれで診療所等を閉めていくという大きい話になると思うので、この1か月の間に必ずそういう方々に対しても電話勧奨等をきちんとすることをしていただければと思う。

(理事長)

ご指摘の猶予措置の1号で、今年の9月末までにシステム整備をするというところについては、8月から9月の中旬にかけて、一通り電話をすることになっている。我々が把握している数は約6,000あり、その状況は9月中旬までに全部勧奨の電話をすることにはしていきたいと思っている。

我々としても、この情報の共有に関して言うと、個人情報の問題もあって、そのまま共有できるのかという問題があると厚労省からも聞いているので、我々としても共有できたほうがいいが、そういう問題をクリアできるのかどうなのか、むしろ理事のほうからも働きかけていただけたら、我々としても積極的に働きかけはしていきたいと思っている。

我々としては協力をして、ぜひ働きかけをさせていただきたいと思っている。

(診療担当者代表理事)

積極的な発言を感謝申し上げる。9月半ばまでにきちんと連絡を取っていただけるということをいただけたので、きちんと我々のほうからも、個人情報の関係で全然分からないものであり、運用開始医療機関数は差引きで大ざっぱには分かるが、どういう類型で経過措置を出しているか分からないので、どこまでフォローアップできるか分からないが、協力体制を取りたいと思うので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

(理事長)

ぜひ、連携をしながら導入の促進を図っていききたいと思うので、よろしくお願い申し上げます。

他に、全体を通して質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

他に質問、意見等がないようであれば、前の理事長特任補佐の須田が本日の理事会が最後ということになるので、ご挨拶をさせていただく。

(須田前理事長特任補佐 挨拶)

特段の質問、意見等がないようであれば、本日の理事会は、これをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、9月25日月曜日の午後3時から開催する予定としているのでよろしくようお願い申し上げます。

令和5年8月28日

理 事 長 神 田 裕 二

保 險 者 代 表 理 事 今 泉 礼 三

被 保 險 者 代 表 理 事 寺 田 正 人